スーパーマーケット・トレードショー2014
北海道コーナー

北海道商工会連合会 扱い

出展申込書

(一社)北海道商工会議所連合会　御中

・出展規約(裏面)を遵守する事に同意し、下記の通り申込み致します。

1.出 展 者

平成25年　月　日

フ リ ガ ナ		社印
会 社 名		
所 在 地	(〒　－　)	
出展代表者	(氏名)	(役職)
連絡担当者	(氏名) (所属・役職)	TEL (　　) — FAX (　　) —
ホームページURL	http://　・無	E-mail

業 種 (該当箇所に○記入)	(　　)製造業、(　　)卸売業 (　　)小売業、(　　)その他		
資 本 金	千円	従業員数	人

※商工会議所及び商工会に加入している場合は、必ず名称をご記入下さい。

商工会議所

商 工 会

※団体及び協議会で出展する場合は、1小間毎に別社名でお申し込みください。又、出品者確定後は、全出品者名を記載した副申込書を提出願います。

※本北海道コーナーへの出展に際して、国や道の補助金・助成金等を活用している場合は、その申請及び名称を記入して下さい。

◎補助金・助成金等の申請先を記入して下さい。→	
◎補助金・助成金等の名称を記入して下さい。　→	

2.展示品目 (該当する□にレ印、細項目に○印を必ずお付け下さい。)

□ 食品関連	生鮮食品(食肉、水産、青果)、惣菜、日配品、チルド、冷凍食品、加工食品、菓子類、嗜好品、穀類、麺類、調味料、健康食品、無添加食品、乳製品、オーガニック食品 他
□ 酒類・飲料関連	ビール、発泡酒、その他の醸造酒(発泡性)、日本酒、焼酎、ワイン、洋酒、果実酒、清涼飲料水 他

3. ※試飲・試食について (試食・試飲の実施予定について次の□にレ印を必ずお付け下さい。)

試飲・試食を実施する	□予定である。	□予定はない。

試飲・試食を行う場合、展示会規定に基づき申請及び給排水・手洗い設備が必要となります。当コーナー内に共同の給排水・手洗い設備を用意しますが、工事費・上下水道使用料は設備を利用する出展者毎に、一社当たり別途5,000円(税込)をご負担頂きます。

※出展小間料には、基本設備以外の照明器具、冷蔵庫等、電気・給排水工事費及び使用料等は含まれておりません。別途お申し込みいただきます。(有料)

4. 小間規格と出展料等

基礎小間　出展小間料 (参加負担金)	規格:W1500mm×D600mm×H700　会議テーブル白布巻き **小間料　150,000円(税込み)**　※原則1社1小間	〔　　円〕
給排水設備使用料 (試飲・試食実施に伴う経費)	試飲・試食実施に伴う展示会規定に基づく共同給排水・手洗い設備設置 **工事費・使用料　5,000円(税込み)**	〔　　円〕

※出展小間料・給排水設備使用料は申込み頂いた後で、別途ご請求申し上げます。(入金締め切り日　厳守願います。)

合　計 (上記の合計金額をご記入ください。)	〔　　円〕

5. 出品予定している商品名・内容・道産原材料

商品名	内容	※内、北海道産の原材料を使用しているものは必ずご記入下さい。

6. 注意事項

①出展規約(裏面を必ずご確認ください。又、申込みには必ず社印を押印して下さい。
②会場内で現金の授受を伴う物品・サービスの提供(販売行為)は出来ません。
③試飲・試食を実施する場合、給排水等の工事費及び使用料をご負担頂きます。
　調理を伴う試飲・試食をする場合、実施出来ない調理方法がありますので、ご確認下さい。
④記載内容に変更が生じた場合にはその都度、事務局あて文書にて必ずご連絡下さい。
⑤申込書送付後、当所より申込み受付の連絡が無い場合には、お手数ですが、申込み受付の確認をして下さい。
⑥出展内容・出展小間数等を考慮の上、事務局にてゾーニングさせて頂きます。
⑦本申込書にて取得した情報は本事業の他、(一社)北海道商工会議所連合会が主催する各種事業のご案内(FAX及びDM)の為に利用させて頂きます。 ご案内が不要の場合には余白等にその旨ご記入下さい。

申込締切日　2013年10月 10日(木)

★入金締切日　2013年10月 31日(木)

お申し込みの際は、*出展申込書の原本と*出展品のパンフレット・写真等を当所あてに送付下さい。又、出展申込書のコピーを取り、必ずお手元に保管して下さい。

【出展申込書送付・問い合わせ先】
事務局:(一社)北海道商工会議所連合会　業務推進部業務推進課　伊賀・佐野
〒060-0001札幌市中央区北1条西2丁目　Email:sano@hokkaido.cci.or.jp
TEL/011-241-6308 FAX/011-231-0726

(一社)北海道商工会議所連合会　企業展示コーナー出展規約

【１.規約の履行】
出展者は「(一社)北海道商工会議所連合会企業展示コーナー(以下北海道コーナー)に出展するにあたり、以下に述べる各規約並びに、(一社)新日本スーパーマーケット協会(以下主催者)及び(一社)北海道商工会議所連合会から提示された「出展のご案内」及び「出展の手引き」(出展細則)の各規定(以下に説明する【展示に関する規約】に一部記載されています。)を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと(一社)北海道商工会議所連合会が判断した場合、その時期を問わず出展申込みの拒否、出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を(一社)北海道商工会議所連合会は命ずることが出来ます。その際、(一社)北海道商工会議所連合会の判断根拠などは公表しません。また、出展者から事前に支払われた費用の返還および出展取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者および関係者の損害も補償いたしません。

【２.出展資格】
2−1.出展者は(一社)北海道商工会議所連合会が定める展示会の開催趣旨に合致する食品等を取り扱う法人・団体等に限定します。
2−2.(一社)北海道商工会議所連合会は出展基準に従い出展審査を行い、出展基準を満たすか否かを決定する権利を持ちます。なお、審査内容・出展基準については公表いたしません。
2−3.会場内で現金の授受を伴う物品・サービスの提供(販売行為)を目的とした出展はお断りします。
2−4.共同出展は、原則、1社・団体につき1小間以上でお申し込み下さい。

【３.出展者の選考】
応募多数の場合は、(一社)北海道商工会議所連合会側で協議し選考させていただきます。

【４.出展申し込み及び出展料の支払い】
4−1.本展示会は、出展申込書を(一社)北海道商工会議所連合会が受領した時点を、正式な申込みと致します。また、出展申込書は原本をお送り下さい。なお、出展申込書およびその他全ての提出書類はコピーをお取りいただき、お手元に保存して下さい。
4−2.(一社)北海道商工会議所連合会がお申し込みを正式に受領した後、出展小間料をご請求します。出展者は2013年10月31日(木)までに指定の銀行口座にお振り込みください。(一社)北海道商工会議所連合会が定める期日までに出展小間料のお振込が無い場合、(一社)北海道商工会議所連合会は申込みを取り消す権利を持ちます。

【５.出展キャンセル・取り消し】
5−1.出展申込書を(一社)北海道商工会議所連合会が受領した後の出展取り消し・解約は認められません。出展者のやむを得ない事情により、出展者の全てまたは一部の取り消し・解約をする場合、出展者は規定のキャンセル料を(一社)北海道商工会議所連合会に支払わなければなりません。
5−2.キャンセル料
◆申込書受領日から2013年10月10日(木)まで／出展料の60%
◆2013年10月11日(金)以降、会期終了まで／出展料の100%
5−3.出展申込みを正式に受理した後でも、出展企業において「出展規約」などに違反したと(一社)北海道商工会議所連合会が判断した場合は、(一社)北海道商工会議所連合会は出展を取り消す権利を持ちます。

【６.展示スペースの割り当て】
6−1.展示スペースは、(一社)北海道商工会議所連合会が出展内容、会場構成等を考慮して決定します。
出展者はその結果に従うものとします。
6−2.出展者は、自社分の展示スペース(小間)を(一社)北海道商工会議所連合会の承諾なしに転貸・売買・交換、あるいは譲渡することはできません。
6−3.出展申込キャンセルなどがあった場合、(一社)北海道商工会議所連合会は、小間位置の全体レイアウトを変更する権利を持ちます。
6−4.出展状況の変動により会場レイアウトの変更等が行われても出展者は(一社)北海道商工会議所連合会に対する意義申立てならびに賠償責任等を問うことはできません。

【７.書類の提出】
7−1.出展者は(一社)北海道商工会議所連合会から提出を求められたすべての書類を指定期日までに届け出なければなりません。
7−2.期旧に遅れた場合、出展申込事項を履行するか否かを決定する権利を(一社)北海道商工会議所連合会は持ちます。

【８.展示に関する規約】
8−1.出展申込書に記載された内容などが展示対象です。
8−2.出展者は、出展申込書に記載された内容などに変更が生じた場合、速やかに(一社)北海道商工会議所連合会に連絡しなければなりません。
8−3.装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、(一社)北海道商工会議所連合会の提供する「出展の手引き(出展細則)・提出書類」に規定され、出展者はこれを遵守しなければなりません。
8−4.出展者は、通路など自社小間内以外の場所で、展示、宣伝、営業行為などを行うことはできません。
8−5.出展者は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など他社の迷惑となる行為また、近隣の展示を妨害してはいけません。
妨害の有無や実演などが他社に多大な迷惑を与えているか否かは(一社)北海道商工会議所連合会が判断し、その中止・変更を命じることができます。また、出展者はそれに従うものとします。
8−6.出展者は、本展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。
8−7.展示会会期中および会期後に来場者・出展社などに対し迷惑のかかる行為(強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など)があったと(一社)北海道商工会議所連合会が判断した場合、出展中止または次回以降の出展申込拒否などの申し入れを(一社)北海道商工会議所連合会は行う権利を持ちます。
また、出展者はこれに従うものとします。
8−8.展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して(一社)北海道商工会議所連合会はその責任を一切負いません。
8−9.出展者は(一社)北海道商工会議所連合会に届けた後、自社のブースのみ撮影することができます。

【９.食品表示・食品衛生等】
試食、ご商談にあたっては食品表示や食品衛生等の関係法令を遵守の上、対応をお願い致します。

【10.損害責任】
10−1.(一社)北海道商工会議所連合会はいかなる理由においても、出展者およびその従業員・関係者が展示スペースを使用する事によって生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。また、出展者およびその従業員・関係者の不注意などによって展示会場内で生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。
10−2.出展者はその従業員・関係者・代理店の不注意などによって生じた展示会場内およびその周辺の建築物・設備に対するすべての損害について、ただちに賠償するものとします。
10−3.(一社)北海道商工会議所連合会は、天災、その他不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。
10−4.(一社)北海道商工会議所連合会は、自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。

【11.お申込書に記載の個人情報の取り扱い】
出展申込書に記載の個人情報は、本商談会の運営及び事前事後のビジネスマッチング並びに(一社)北海道商工会議所連合会からの各種ご案内に利用させていただきます。

以　上